

# 群馬県水平運動における「融和主義」的路線について

## 三 原 容 子

### 論文要旨

先行研究の成果の上に、群馬県の水平運動史の流れを整理し、「融和主義」路線を進んだことを即誤りとはせずに、ありのまま捉えてみようとした。

群馬県の水平運動は、高崎区裁判所事件以後稳健と統制を強調するが、さらに世良田事件に直面したことで一部幹部に強い事態收拾志向をもたらし、それを批判する勢力との間で運動が二派に分裂した。分裂していた時期である一九二六年に群馬融和会が設立された。水平社の沢口忠蔵は、設立三年余り後の一九二八年に主事に就任し活動の中核を担う。他の活動家も理事として名前を連ねた。この状態が一九三四年の沢口辞任までつづいた。

水平社の活動家が融和会に参加したことを融和会の側では他団体にはない特色と自慢したが、内部には、寄付の強要や図書の押充などの不正行為、あるいは活動家が事業費増額等のなすべき仕事をしないなどの問題があった。

### はじめに——群馬県水平運動をどのように捉えるか

本稿は先行研究の成果の上に、群馬県の水平運動史を整理し、新しい観点から見直してみようとするものである。はじめにざっと群馬県の水平運動史を概観しておきたい。

群馬県では、全国水平社創立の一年後の一九二三年三月に関東水平社が群馬県東毛地方（山田郡、新田郡、邑楽郡）を中心に創立され（村岡

静五郎委員長）、同日に群馬県水平社も結成された（坂本清作委員長）。やがて西毛・中部地方からも次々運動に加わった。

同年七月、糸彈によって収監された仲間を貰い下げに行つた幹部がまたも収監されたと誤解した人々が大挙して高崎区裁判所に押し掛け、憲兵隊が出動した（高崎区裁判所事件）。

一九二五年一月には新田郡世良田村の小部落が多数の一般地区民に襲撃され（世良田事件）、部落側は莫大な被害を受け、さらに事件前の糸弾を罪に問われて起訴された。この事件後、関東水平社の一部幹部（村岡、栗原積、宮本熊吉ら）が、襲撃側の罪を軽減するよう嘆願書を提出して「親善手打」をはからうとし、また集まつた義捐金の使途をめぐって不明瞭な点があつたため、以後、村岡らを非難する沢口忠蔵、平野小剣、川島米次、山口静らは袂を分かつて全関東水平社青年連盟を創立し（一九二五年四月）、分裂を見た。

県当局は一九二六年二月に融和団体群馬県融和会（以下、融和会と省略する）を設立する。活動家は融和会に参加していった。一九二七年一月、南梅吉宅での日本水平社結成に加わった坂本、沢口、川島、山口ら群馬県水平社は、まもなく日本水平社に加盟した。一九三八年三月、関東水平社は太田町で解散式を挙行し、荆冠旗を焼いたという。

さて、群馬県の水平運動を扱つた先行研究は決して多くない。本稿では主に井田安雄「群馬県における水平運動<sup>(1)</sup>」と藤野豊「関東水平社の思想<sup>(2)</sup>」の成果の上に立つて論を進めたい。井田論文は、初めて詳細な事実経過を明らかにした研究で、三〇年近くも前に刊行された。藤野論文は、事実関係をほぼ井田論文に負つた形で、思想的な対立に焦点をしぼった研究である。

この二論文の後、世良田事件以後の運動内の対立を、千本秀樹「世良田事件の『融和手打問題』をめぐつて<sup>(3)</sup>」がとりあげたが、平野らが村岡・宮本・栗原らと決別して新しい組織の建設に向かう時点で終わり、その後については「すでに紹介した先行研究に譲りたい。<sup>(4)</sup>」と扱つていはない。また、本田豊編集による「群馬県部落解放運動六〇年史<sup>(5)</sup>」は、解説が短く、先行研究というより充実した資料集として、また出典つきの巻末年表は資料検索の索引として利用させていただいた。また本田による「東京部落解放研究」誌上の埼玉県、群馬県の活動家の聞き取りは、当時の雰囲気、事情を窺うのに大いに役立つた。

こうした先行研究に屋上屋を架す危険を承知の上で、いくつか不満の点があるために、再度取りあげようとするものである。

不満の一つ目は、運動経過のわかりにくさである。筆者はかつて「日本水平社との関係についてはまだわからないことが多い。特に群馬県に関して不明の点が多く、まだ語れる段階にいたっていない。<sup>(7)</sup>」と書いた。日本水平社設立の中心人物は京都の南梅吉である<sup>(8)</sup>が、実際の活動はほ

とんど群馬県中心らしい。その群馬県について、先行研究では世良田事件後の分裂以外、説明が不十分で全体像を把握できない。

井田論文は、発掘した事実を時代区分にしたがって並べる作業が中心となつた結果、たとえば世良田事件後の対立さえ明確に描かれていない。<sup>(9)</sup>その後の経過は羅列的である。

その点で藤野は明快である。創立以前からの県当局による「被差別部落内の指導層を県当局が掌握し、水平運動を防止しようとする意図」<sup>(10)</sup>の中で、「群馬県の水平運動は、県当局・警察とも協調しうる「穩健」な運動を標榜していった」。<sup>(11)</sup>一九二五年の対立は「村岡静五郎・宮本熊吉ら府県当局への依存度の強い幹部と、「自由」編集同人を中心とした青年層の間に生じたものといえる」。<sup>(12)</sup>しかし、対立する両派には「活動資金を県に依存する」という大きな共通点があり、ともに「融和政策への警戒心が希薄であった」ため、「それがやがて、群馬県融和会のなかに取り込まれていく要因ともなった」<sup>(13)</sup>というのである。結論として、両者は同類となると、逆に、単純化しすぎていいかという疑問も湧いてくる。何とか経過を適格に把握できないだろうか。

二つ目の不満は、「融和主義」イコール誤った路線という前提である。

成澤栄寿は、群馬県の水平運動史には、融和会参加者ばかりではないことを強調し、西毛の一隅に「階級的な立場にたつて水平運動を推進していた人たち」<sup>(14)</sup>があり、この地域が戦後の運動の拠点となつたことを重く見る。<sup>(15)</sup>井田も「労農党支持、のちの全水支持の動きにつながる」動きを注目する。<sup>(16)</sup>しかし、井田自身が、彼らのことを「当時は、水平運動は表に出さずに、むしろ党の指示によって、農民運動一点ばかりといつてよかつたということである」と述べるように、水平運動史上大きな動きとはならなかつた。主流は融和会に参加していった人々であり、それを不名誉と受け止めるのではなく、ありのままに明らかにしたいと考える。もし活動資金を県に依存したことが非ならば、今日の多くのNPO、運動団体のあり方も誤りということなのだろうか。

ところで、差別が存在する状態は、被差別側にとつては大きな不利益をもたらしたり人間としての誇りを奪われたりする、打破すべき状態であるが、差別側にとつては好都合な場合さえあり、たいていは意識もせずに安住している状態である。被差別側でも日々の生活の中で、あきらめ適応していることが少なくない。その状態の打破は、必然的に大きな波瀾を引き起こすことになる。初期水平社以来なされてきた差別の言辞に対する糾弾（謝罪の要求）も、人間として当然の要求でありながら、常に反発や抵抗を引き起こしてきた。

水平社から融和会へ参加した人々のように、権力と協調して活動しようとすれば、たちまち差別撤廃運動が起こす波瀾を避けようとする結果、

糾弾の矛先を鈍らす危険が生じる。しかし、危険はあったとしても、水平社創立時のところざしを抱いて進んだ道の一つとして扱ってみたい。

先行研究を越えようと意図するにもかかわらず、資料収集が不十分であることを告白せねばならない。伊勢崎市のK氏が大量の一次史料を収集していることを聞いているが、筆者はまだ調査する努力をしていない。本稿は図書館で閲覧できる資料を用いて整理を試みたものであり、先行研究で調査が欠けていた資料は「融和時報」くらいである。しかし一次史料を早急に調査できる可能性が小さく、「融和主義」的な群馬に関する論考は他地域の運動史にも一つの材料を提供できるのではないかと考え、完全を期す以前の段階であえて発表することにした。

なお、先行研究（特に井田論文）で多用されている新聞記事について、本稿では参考程度にとどめる方針をとった。その理由は次のとおりである。

一九二四年一二月九日付「余りスゴい／荆冠旗／水平社旗の改正運動起る」の見出しで、次のような記事が出た。以下は記事の全文である。  
「（熊谷発）全国水平社の社旗として荆冠旗は創立以来三星霜いたるところに人間礼讚の旗標となつてゐるがその図案が黒地に深紅色の荆の冠を配したのは如何にも凄惨の氣分をそゝるといふので埼玉県水平社の支部長、成塙政之助幹事宮本熊吉、成塙幸竹<sup>ラヂ</sup>郎その他一四名は八日午後二時から熊谷町字柳原成塙幸次郎方に幹部会を開き協議の結果この際荆冠旗を廃して他に適切の社旗を選定するに一決全国同志の世論を喚起することとなり即夜群馬、長野、新潟、栃木、茨城、千葉各府県の同志に打電し緊急関東委員会を熊谷に開くこととなつた。」<sup>[17]</sup>

一見して、部外者には真実かと思わせる具体的な記事である。この記事に関して、一九二四年一二月の関東水平社執行委員会で問いただされた熊谷町の宮本熊吉は、「あの新聞記事は熊谷の日々記者から、「関西の方面にては荆冠旗改正運動があるとの噂があるが……」と質されたので、それでは埼玉でも改正しようと単に話しかけたのであると弁明やら釈明やら得体の分らないことを語る<sup>[18]</sup>と「自由」に書かれた。また、同じ号で、「関東に於ける水平運動に関する新聞記事位データメを宣伝したり多くの同人を迷はせたりしてゐるのが多い」と指摘されている。水平社同人の与り知らぬ話がもつともらしい記事となり、誤りが明らかになった事例である。

多くの記事は、正誤が明らかにならないまま今日に残されている。周知のように人名などにも誤りが多い。今回は、先行研究がとりあげたものの中、集会、事件、新聞記事などをすべて一つの年表に寄せ集めて検討することで、付された年代の間違いや、真偽が疑わしい記事などをあぶり出し、確実と考えられる事柄を抽出することに努めた。

まず第一節で水平社から融和会へとメンバーが入つていった過程について順を追つて見ていく、その後、第二節において融和会内の問題をと

りあげることにする。

## 第一節 水平社から融和会へ

### 一、高崎区裁判所襲撃事件後の「稳健」路線（一九二三～一四年）

一九二三年七月七日から九日に、拘留された仲間を奪い返そうと数百人が高崎区裁判所に押し掛け、憲兵隊が出動した。事件後の七月二三日、群馬県水平社の第一回協議会で、いくつかの決議がなされた。その中に、「今後の運動は稳健にして底力強く各村落の水平社と群馬県本部との連絡を謀り統一を謀ることを主とすること」があり、また「糾弾に関する件」として、「糾弾は務めて<sup>(ア)</sup>稳健を旨とし水平運動の真精神に適合することを本領とし其効力に重きを置き國家の法規に違反せざる様注意を払ふこと」、「糾弾事件は事の大小に拘らず一応本部に紹介し本部の意志を尊重して実行すること」などがあった。<sup>(20)</sup>

この事件は、水平社の指導的活動家にとって、その統制指導なしに、不安・混乱の中で起きた結果であった。碓氷水平社の古島小文治は、憲兵に対し、「私は斯くの如きことをなすべからずと戒めたれども如何とも為し難し。若し私の見えなくなるに於いては殺氣を帶びる群衆は益々凶暴となるべし」と答えたという。<sup>(21)</sup> やがて古島ら三一名が騒擾罪で起訴され、一四名が実刑判決を受けた。事件後の協議会で「稳健」と統制を求めたのは、この事件の非統制という性格の認識と犠牲の大きさによる衝撃が原因ではないだろうか。

その翌年一九二四年一月二十五日の協議会、二月一七日の委員会（ともに熊谷町）で、関東水平社は「時局に対する本社の態度」を明らかにする<sup>(22)</sup>。これを井田は「社会主義でもなく、皇室中心主義でもなく、闘争絶滅・国体擁立の立場をとることを明らかにしたのである」とまとめ、それに対して藤野は批判を加えているが<sup>(23)</sup>、左翼を排していることを含めて、「飽迄自重し自負し考慮し、断じて一党一派或は偏頗なる団体へ連盟連結せず」という言葉に、ショックの後遺症的な稳健志向をも見たいと考える。

### 二、世良田事件による路線の分歧（一九二五～二九年）

一九二五年一月一八日夜の、少人数の部落が多数の一般民によって襲撃されるというショッキングな事件<sup>(26)</sup>の後、群馬県の水平運動は、村岡静五郎、栗原積、宮本熊吉（宮本は埼玉県）ら（村岡派と呼んでおく）と、沢口忠藏、山口静、川島米次、平野小剣（平野は東京）ら（平野派と

呼んでおく）の、二派に分裂する。村岡派は一月末から警察署や役所を訪問するなど、一般民との融和をはかる動きを開始し、二月になると、関東水平社の名で襲撃側（一般民）の罪の軽減を求める嘆願を決定したり、三月二八日挙行の「親善手打式」を斡旋するという行動に出た。これに対して平野派は、世良田事件の惨状を世に訴え、襲撃側、警察などの問題点を指摘し、村岡派の行動を激しく暴露・非難していく。

両者の違いはどこから生じるのであろうか。エネルギーや反発力の大小によるものではないか。すなわち、世良田事件の凄惨な現場を目撃した時、驚愕して何とか穏やかに收拾したいと考える人々（村岡派）と、それを引き起こしたものへの怒りに燃える人々（平野派）の違いである。ともに差別の撤廃を望みながらも道が分かれいく分岐点を、世良田事件はもたらしたのではないだろうか。村岡派は、誘惑の手に乗ってまでしても、収められるものなら収めたいと願い、東京から来た竹内海山、遠島哲男の手打工作に乗った。やがて融和会設立にまず参加したのも、村岡派の人々であった。

分裂した両派のうち、群馬県の水平運動の主導権を握ったのは平野派であった。三月から四月の委員会、相談会などでの集まりは、平野派が優勢であった。また、五月の全水全国大会（大阪）は、南梅吉・平野小剣の処分を決定した府県委員長会議の半年後の開催であったが、平野は親睦会に出席し、逆に大会当日の代議員審査で村岡が否認された。<sup>(27)</sup> メンバーによる東毛地方の大宣伝講演会が計画されるなど、平野派は意気盛んであった。

対立解消の試みもなされたらしい。同年九月一日の「関東革新協議会」（太田町）で、経済政策標榜によつて協調して進む方針が出され<sup>(28)</sup>、二七日の関東水平社幹部協議会（北埼玉郡加須町）では「平野氏一派の提唱する両派の融和提携問題は、全関東の府県執行委員長全部の出席を見ざる為め討議を保留した」と報じられている。しかし一向に対立は解消せず、翌一九二六年二月八日の群馬県水平社有志懇談会で、村岡、栗原へ出席勧誘状を出したが来なかつたという。<sup>(30)</sup> また、村岡派に対する義捐金使途問題の追求は、事件後一年半後の同年七月一五日に至つてもなお、関東連合会委員会で義捐金調査委員一〇名が選出され徹底的な調査が期されている（結末は不明）。

一九二七年一月五日、日本水平社が京都の南梅吉宅で結成され、三月一七日には群馬県水平社委員会が日本水平社への加盟を決定、四月四日に太田町で群馬県本部の大会を開く。この経緯の中で名前の挙がっている人々の中に村岡派は入っていない。一九二五年の分裂以後村岡派は水平運動に姿を見せないのでどうか。その二年後の一九二九年四月の関東水平社大会（太田町）の祝電に「名和村栗原積」がある。ようやくこの時期になって顔を合わせるようになるのか、単に資料未見のためか、現在のところ不明である。<sup>(31)</sup>

### 三、融和会設立と水平社からの参加（一九二六～三四四年）

世良田事件後しばらくして、一九二五年一月、村岡派と県当局の提携が成立し部落改善事業費増額運動へ進むことが報じられた。<sup>(32)</sup> 年明けて一月十九日に融和会設立決定、二月一二日に盛大な発会式が前橋市で行われた。

井田論文も藤野論文も、設立時に水平社の沢口忠蔵が主事に就任したように書いているが<sup>(33)</sup>、主事就任はずっと後のことであるので、ここで確認しておく。「融和事業年鑑」に沢口の名が登場するのは一九二八年八月発行の「昭和三年版」の名簿で、肩書きは融和会「書記」、「昭和五年版」（一九三〇年八月発行）より「主事」となった。「融和時報」では一九二九年八月三一日の例会の講演者としての登場から一九三四年三月までの四年半、融和会関係の催しのほとんどすべてに「沢口主事」の名前が出てくる。主事は沢口一人であり、講演に、原稿書きに、多忙であつたと思われる。井田によれば、主事就任にあたって、沢口は「友人に「ミイラとりがミイラになるぞ」といわれたとのことだが「おれは大丈夫だ」といつて主事に就任したという（沢口氏談<sup>(34)</sup>）。融和会の設立三年余り後になって、設立時から参加し既に骨抜き状態となっている村岡らとは異なるとの自負を持って、差別撤廃のために融和会を利用しようとしたのではないだろうか。なお、「融和時報」には、沢口主事就任とほぼ同じ期間、他に村岡、坂本、栗原、川島、山口らが「理事」として登場する。<sup>(35)</sup>

すでに群馬県では水平運動開始一年前の訓令で、「部落中ノ有志家其ノ他篤志家ヲ一堂ニ会セシメ懇談ヲ為シ意志ノ疎通ヲ図」っての部落改善策が示されていたが<sup>(36)</sup>、さらに一九二四年に県当局が水平運動幹部に対して「機密費的なものが必要」と決めたと新聞で報じられるなど<sup>(37)</sup>、水平運動と県当局との縁が続いてきていた。融和会と水平社の密接な関係を、融和会は次のように自慢している。融和会の説明として「殊に同会はその組織に於て他の団体と異り、水平社幹部を役員に列し、特に内部同胞の自覚と相互の協調に努めつゝあるは同会の特色と見るべきものである<sup>(38)</sup>」と述べ、また「本県では、既に水平運動の全盛時代から、水平社の幹部級の人々を融和会の幹部に委嘱してゐるが、かうした方針で兩運動の統一を図ることが最も効果が多い。」と語っている。<sup>(39)</sup> 県内の差別事件について、「皆水平社の幹部より徹底的交渉をなして大概町村当局者及有志の努力に依つて解決した」とあるように、一体となつて事件解決にあつたと推測される。

このような協調体制を続けた結果、水平社は独自の存在意義が小さくなり、「水平運動だけでは眞の融和が出来ぬ事を悟つた幹部は数年前より各地方の融和団体に参加して、地方的に融和促進に努力してゐるため、……今日では昔の面影がない程までに衰微してしまつた。」と見られるところまで至つた。<sup>(40)</sup>

#### 四、日本統一党等の団体設立と沢口の融和会主事辞任（一九三〇～三四）

次に、水平社の活動家が融和会で活動していた時期に設立された三つの団体（日本統一党と全関東融和促進同盟・全関東部落民全体会議）を見ておかねばならない。それぞれ、大きな集会を開き、役員を選出し、綱領や規約を整備したものの、どれほど活動が行われたのか不明な部分が多い。メンバーの顔ぶれが、村岡派対平野派とは別の対立図式になっていたり、両派合同となっていたりするようだが、まだ確かなことは言えない。

一九三〇年八月二八日、日本統一党の組織準備会（太田町）に三〇〇余名が参加、規約宣言綱領など協議し、さらに九月一三日以後、中心メンバーが準備に奔走と報じられた。<sup>(42)</sup> いよいよ一〇月二三日には太田町で結党大会を開いた。「日本水平社所属の群馬県水平社（加盟者一、二三〇—昭和五年一一月一日現在）幹部、川島米次・坂本清作・山口静等は、水平社の政治的経済的解放を期するため同県下桐生市、邑楽・山田・新田三郡下の水平社同人のみを一丸とする政治結社の組織を企画し、昭和五年八月二十四日以来準備中の處……」<sup>(43)</sup> とある。綱領に「日本特異の政治的経済的諸事情に鑑み現実に即し被压迫大衆解放運動の達成を期す」などを掲げ、党役員に川島、坂本利一、坂本清作、山口が入った。

この団体に対し翌月二三日、「村岡、沢口、金井、坂本、松島、金井、正田の諸氏」<sup>(44)</sup> が排撃の決議をしたと報じられた。その理由として、「日本統一党は一般をして差別の印象を深からしむる新事相を作るもので水平運動の精神に反す。依つて徹底的に打破する事」、また融和会についても「日本統一党の結束を応援したことは融和会の目的に反す。よつてこれをきゆう弾すること」と報じられている。日本統一党はその後どうなつたのか、党をめぐるメンバーの対立の構図も、その事情も、不明の点が多い。

一九三一年一〇月二三日、全関東融和促進同盟の発会式が熊谷町で開かれた。集まる者約一千名とも二千名とも伝えられている。<sup>(45)</sup> 中心は宮本熊吉、坂本清作で、村岡、川島、山口、栗原も「群馬融和会理事」として発起人に加わった。埼玉県選出の前代議士石坂庸平も発起人に加わった。「吾等ハ一切ノ陋習ヲ打破シテ融和ノ徹底ヲ期ス」、「祖国意識ヲ高揚シ有色民族ノ解放ヲ期ス」などの綱領を掲げ、「既設ノ融和団体ニ対シテ積極的活動ヲ促ス」などの決議を挙げた。その後の活動の中心は、諸大臣への陳情ではないかと思われる。この同盟について、山口千代次は宮本熊吉の思い出を語り、「『どうだや、山口君、また元の元気でやるべじやね演説会や、どうだい近頃は』ってね。……石坂（傭兵）さんを呼んで講演会を開くから来てくんねえかいってなわけで。」と語っている。

全関東融和促進同盟は、一九三五年九月九日熊谷<sup>(47)</sup>、一九三六年八月四日太田町<sup>(48)</sup>、一九三七年八月一八日熊谷<sup>(49)</sup>、一九四〇年四月一六日熊谷<sup>(50)</sup>、と

それぞれ数百名規模の集まりを持った。一九四一年八月には、前年の中央融和事業協会の同和奉公会への改組に合わせたものだろう、全関東同和促進同盟と改称し、<sup>(51)</sup>一九四二年二月一三日に解散した。

さて一九三二年八月二八日、全関東部落民全体会議の結成大会が熊谷で開催された。宮本熊吉、平野小剣らが主唱、二五〇名が集まり、群馬からは議長の村岡、副議長の坂本清作ほか、多数活動家が加わった。綱領には「皇道意識を高揚し、霸道文明を徹底的に排撃す」「我等は人類相愛の最高の完成を期す」などとあり、規約、綱領を見る限り、全関東融和促進同盟とは別の団体である。<sup>(52)</sup>その後の活動の実際はわからない。

一九三四年四月、県融和会で長く活動してきた沢口忠蔵は主事を辞任した。これについて、井田論文は『上毛新聞』と『東京朝日新聞群馬版』の記事によって、「県融和会の沢口忠蔵主事と、県社会事業協会兼融和会〔融和会の嘱託——三原〕の石原秀雄講師をめぐる対立<sup>(53)</sup>が表面化した。」、「沢口を関東水平社が、石原を全水の県連がそれぞれバックアップして、両者の対立が、県内における関東水平社と全国水平社県連の対立という形をとるにいたったといえよう」と判断している。<sup>(54)</sup>

四月以後『融和事業年鑑』の名簿から沢口と石原の名前が消え、「融和会」の肩書きつきの沢口を資料中に見ない。また『融和事業年鑑昭和四年度』以来掲載されていた「水平社幹部を役員に列し……」<sup>(54)</sup>の説明が消える。よって沢口の辞任と融和会体制の変化は事実であろうが、その理由についてはさらに確実な資料がほしいところである。全水県連の中心人物として登場する佐波郡の栗原積と、当時の全水県連の中心人物である前橋の栗原悦太郎を、記事が混同した可能性もあり、また後述するように、栗原積が水平社や融和会の名で不正を働く者に批判的であつたらしいことから、この時点で沢口や村岡らに対立していた可能性もある。辞任の事実のみを確認し、それ以外については保留しておく。

一九三八年三月三日、関東水平社の解散式が太田町で行われ、平野、南、村岡、宮本、沢口らが参加した。村岡の談話に「一度全国水平社に加盟したが、私達は純然たる差別撤廃運動のみなので後に脱退し全関東を一丸として独歩して来ました。」とあつた。<sup>(55)</sup>

一九四〇年一月三日、東京で開かれた大和報国運動発足大会に群馬からは山口静、小川百助ら六名が参加し、翌年三月に大和報国運動群馬県本部が結成された。これに対して一部では、「左翼的色彩を帯びる旧全水幹部の時局に便乗せんとする政策的運動なりとして全面的に排撃の挙に出するものあり」と報告されている。<sup>(57)</sup>井田論文では発足大会に参加した融和会東毛支部の山口静が反対運動の中心に立つたという記述になっているが、どのような事情なのか（そもそも資料の人名が正しいのか）、不明の点が多く、これについても保留したい。

## 第二節 融和会内の問題

一九三三年頃の文書か、のちに沢口と対立（？）する石原秀雄が「謹述」した「最近差別事相と被差別者の苦悩」という資料がある。<sup>(58)</sup>「群馬県下に於ける最近の差別事相（各種代表的のもの）」として三三点が列挙された中に「一、群馬県融和会主事の深刻なる被差別苦」とある。具体的なことは不明だが、融和会主事が沢口忠藏であることは確かである。沢口の「深刻なる被差別苦」とは何だったのだろう。融和会内の部落差別か、それ以外の問題か。いずれにせよ、水平社から融和会に入った沢口は、諸問題に直面したと思われる。なお、筆者は、沢口本人には以下に挙げるような問題はなかったと誌面から推測している。

### 一、不正行為

まず、水平社の活動家あるいは融和運動の活動家の不正行為がしばしば指摘されている。

一九二九年四月、全水関東連合会本部が関東水平社大会前の声明で、「一部の野心家の為せる事」として「中には大会（内容零）と称する会合を開いて資本家や地主や既成政党又は既成政党の院外或はその院外団辺りへの水平運動の指導者だと偽証して売込むことを商売にし眞面目な人々や事情を知らぬ同人を喰物にしてゐるの徒があるさうですから篤と御要心下さい。」と呼びかけた。<sup>(59)</sup>翌年七月二〇日の水平社、群馬青年修養団、多野青年解放連盟の共同協議会は、「最近水平社及び解放団体の名称を利用して、不正行為を働く者が続出したため、……不純分子を徹底的に排撃すべく」声明書を発表する事に決定した。<sup>(60)</sup>一九三三年六、七月の教員融和事業講習会では、「水平社幹部と称する者の各種の寄付強要、單行本の押売行為等を県として中止せしむる方法なきか」という意見が出て石原・沢口から説明があつた。<sup>(61)</sup>

注目されるのは、一九三三年一〇月の融和会理事会と融和懇談会で栗原積が「水平社又は融和団体を利用して寄付の強要、印刷物の押売等を為す不純分子を一掃せよ」と提案していることである。理事会に出席し、栗原に教えられるところがあつたとして、西村猛（おそらくベンネット）は、次のように群馬県の水平社幹部の中に不正を働く者がいることを告発している。

「自己的生活費を得るために如何にも団体が事業をするらしく装ふて寄付の強要を為すが如きは、神聖なるべき差別撤廃運動を冒涜するも甚だしい行為であり……これ以外に些細な差別言動を執って糾弾すると称して被糾弾者から多額の金銭を強要して内済にしたり、又は精神

的に円満に解決した差別事件を第三者が再糾弾するが如き宣伝をして金銭を強要したり、差別事件が、講演会を開くことに解決したものも裏面で講演会を中心させて金銭を強要したりする徒輩が、併し水平社の幹部中にあるとも聞いてゐます」、「本県には水平運動の『水』の字も、融和運動の『融』の字も解釈出来ぬやうな者までもが、水平社の幹部を装ふて寄付の強要、押売等をなす所謂不純分子が多数居りますために、社会から随分水平運動を誤解されてゐるのであります、その中には一般民の不良青年が水平社員を装ふて、水平社を利用してゐる者もあることを読者諸氏にお伝へして置きます」<sup>(62)</sup>

こうした行為のうち、「押売」実行者の一人として宮本熊吉は知られていたらしい。山口千代次は宮本の著書「愛の全射」について、「それを作つて村の有力者だの、役場だのにみんな売りつけたんだいの。資金とつてたんだいの。」と回想している。また一九二五年の世良田事件後の分裂時に、水野綏茂は宮本を名指しで「野心家、策士三百代言、講演会ウケオイ業者、書籍のオシ売屋」と批判していた。<sup>(63)</sup>

## 二、活動家の怠慢

次に水平社から融和会に入った活動家の、融和会内での怠慢という問題があつた。いくつか資料を拾い出してみたい。

一九三一年新年を迎えて、「運動が進展しないことは吾々の代表たる被差別側の理事にも責任が大いにある」、「被差別者側の理事諸君は、理事会の開かる、以前に一堂に会して対策を練り、併して理事会を意義あらしむべく運転するのが、真に吾々の代表たる理事の価値が生ずるのだ」という批判が融和会機関誌に掲載された<sup>(64)</sup>。一九三一年春には「聞けば、予算を決定する理事会には、吾々側の理事は半数も出席せぬことが多いとのことだが、……被差別者側の理事諸君が真に部落大衆の将来を思ふなら、予算会議には是非全員出席して、効果を百%にすべく内容の修正をして貰ひたいのだ」と注文がつけられた<sup>(65)</sup>。

一九三三年三月に融和会の理事となつた河村弥（おそらくペンネーム）は、「若し古參理事諸□（所謂部落側）がこれまでに多少でも理事としての本分を全ふしてゐたならば、県の融和運動はもつと進展してゐたと思はれる」、「吾々の代表者たるべき理事（部落側）が融和事業費増額について是迄に合法的な猛運動を起さなかつたのは、何故か」と具体的に怠慢を指摘した<sup>(66)</sup>。また、同年春、「……水平運動時代より此の方面的実権を握り、融和問題の先頭に立つ所謂部落の先輩の人々の中には、既に、木乃伊取りの木乃伊になつて終つたものが少なからずある。」として青年に希望を見いだす論も掲載された<sup>(67)</sup>。同年秋にも「本県融和会の役員は、大多数が役員としての責務を果して居らないことが明かになりました

した。……役員中には融和問題に全然無関心の者も相当多いやうに思はれます」との批判が掲載された。<sup>(69)</sup>

これらの批判は、同一人物によって書かれたのかもしれないが、おそらく實際にあつた問題を指摘したものであろう。

## おわりに

のちに融和会の理事になる川島米次は、一九一四年七月発行の『自由』の「水平運動に批評非難は許さぬ」という文章で、水平運動が崇高なる人間解放運動であることを前提に、批評や非難が「手淫的知識階級の間から往々にして発せられてゐる」が、「水平運動は決して外部のもの、批評を許さぬ運動である。又批評し非難し得る資格を有してゐるものは一人もない筈である。(虐者と被虐者——それを明かに考へればすぐ分ることである。)」と書いている。<sup>(70)</sup>

たしかに、差別的言辞の問題一つをとつてみても、「虐者」と「被虐者」の間には捉え方に大きな隔たりがあり、前者には些細に思えることが後者にとっては時に生命にも関わるという点で、中間的鳥瞰的な立場を許さない現実がある。だからこそ川島のきびしい言葉は妥当性を持っている。しかし、外部からの批評非難がなされない状況でこそ、当事者自身あるいは内部間でのきびしい批判はいっそう要求されるはずである。群馬県においては基本的に権力協調的な活動であった。経済的に精神的にきびしい緊張の中で、そこから逃れるため誘惑に乗ってしまうということもよくあるだろうが、やはり権力対峙の緊張感が欠如した状況の中では、不正行為者や怠慢な者の出現する危険性が高かつたのではないだろうか。

沢口たちは、ミイラ取りがミイラにならぬよう融和会内で差別撤廃を進めたいという意気込みを持っていたのではないかと思われる。それが満足できる結果とならなかつたのはなぜかという大きな問題は、本稿では問題提起にとどまっている。先駆者の自覚を高める理論や、会計の公開などがあれば、よりましめな状況になつていたのだろうか。更なる資料調査後の宿題としたい。

(1) 井田安雄ら「関東地方水平運動史」中の「群馬県における水平運動」、「水平運動史の研究」第五卷研究篇上(一九七二年)所収、三九六—四四三頁。

(2) 藤野豊「関東水平社の思想」、「水平運動の社會思想史的研究」(一九八九年)所収、一三五—一五七頁。

(3) 千本秀樹「世良田事件の「融和手打問題」をめぐって」、「明日を拓く」三一号(東日本部落解放研究所、一九九九年九月)所収、六四一八四頁。

群馬県水平運動における「融和主義」的路線について

- (4) 千本前掲書、八一頁。
- (5) 本田豊編集「群馬県部落解放運動六〇年史」、一九八二年、部落解放同盟群馬県連合会刊。
- (6) 「東京部落解放研究」三〇号（一九八二年六月）、三九・四〇号（以下発行年月省略）、四一号、四九号、五三号、五四号、五五・五六号、五九号、六〇・六一号、六四号（一九八九年六月）各号所収。山口千代次、水野綏茂、K. Y.、水野利悦、岩上弥三郎の各氏からの聞き取り。
- (7) 三原容子「水平社運動における「アナ派」について」『世界人権問題研究センター研究紀要』第二号（一九九七年三月）五一頁。
- (8) 南梅吉については、朝治武「創立全国水平社と南梅吉（上）、（中）（下）」、「京都部落史研究所報」一〇、一一、一二各号（京都部落史研究所、一九九九年七月、一九九九年一〇月、二〇〇〇年一月）が中央執行委員長時代を中心に取りあげている。関東の水平社運動との関係については（下）の一三頁に「南は新たな活路を求めて関東の水平社関係者とつながっていった。」として全関東水平社青年連盟の「人類愛」第一輯（一九二六年四月）、第二輯（一九二七年五月）への寄稿が述べられているのみである。なお、朝治も指摘するように、南が寄稿した二編の論文はは新しく書かれたものではなく、既に発表された文章の題名を変えただけのものであった。
- (9) 井田前掲書、四一九頁。
- (10) 藤野前掲書、一四〇頁。
- (11) 藤野前掲書、一四四頁。
- (12) 藤野前掲書、一五二・一五三頁。
- (13) 藤野前掲書、一五七頁。
- (14) 成澤栄寿「序説」（関東地方水平運動史）、「水平運動史の研究」第五卷研究篇上（一九七一年）三九五頁。
- (15) 井田前掲書、四五七頁。
- (16) 井田前掲書、四二九頁。四・一六事件で弾圧された梅沢弥七と杉本弥一の話による。
- (17) 記事に「日々」のメモがあり、「東京日日新聞」だろう。部落解放同盟中央本部「深川文庫」切抜帳より。「大阪時事新報」の二月一〇日付には、さらに社旗の変更について「既に群馬、長野：〔中略〕：の各県の有志とも略ぼ諒解がある」と報道された（高市光男編集「新聞集成水平運動史料稿三」（一九八二年）のNo一二〇）。
- (18) 川島生「関東水平社執行委員会」、「自由」第二卷第一号（一九二五年一月）。
- (19) 埼玉M・水平社「荆冠旗の改正などと新聞宣伝は誰だ」、「自由」第二卷第一号（一九二五年一月）。
- (20) 「関東水平運動」第二号（一九二三年八月）六頁。
- (21) 田崎治久「続日本の憲兵」四八三頁以下（本田豊編集前掲書、七七頁より重引）。
- (22) 協議会の誓言は井田前掲書四〇八頁に全文があり（出典は「上毛新聞」一月三〇日付）、委員会の声明書は「部落問題・水平運動資料集成」補巻一、七八頁に全文がある。前者が「関東水平社連盟本部」、後者が「全関東水平社同人一同」と名称が異なる他、若干表現が異なっている。
- (23) 井田前掲書、四〇八頁。

(24) 藤野前掲書、一五〇～一五一頁。

(25) 「部落問題・水平運動資料集成」補巻一、七八三頁。

(26) よく知られている事件であり説明は省略する。経過等については「自由」第一巻第二号（一九二五年二月）以下の号を参照されたい。

(27) 「自由新聞」第三号（一九二五年八月）四頁。

(28) 「部落問題・水平運動資料集成」第二巻、三七七頁、「自由新聞」第四号（一九二五年九月）五頁。

(29) 「同愛」第二八号（一九二五年一月）三六～三七頁。

(30) 「自由新聞」（埼玉）第二号（一九二六年二月）七頁、「水平新聞」（一九二六年三月、本田豊編集前掲書、一五五頁）。

(31) 村岡がつけていたという活動日誌は、一次史料中でもとくに調べてみたい資料である。

(32) 「上毛新聞」一月四日付（井田前掲書、四二三頁）。

(33) 井田前掲書、四二三頁、藤野前掲書、一五六頁。

(34) 井田前掲書、四二三頁。

(35) たとえば「融和時報 群馬融和会版」四八号（一九三〇年一月）で、県庁会議室での融和問題研究会に彼らが勢揃いしていることが出席者名でわかる。

(36) 藤野前掲書、一四〇頁より。

(37) 「東京朝日新聞」一九二四年一二月二十五（本田豊編集前掲書、一〇三頁）。

(38) 「融和事業年鑑昭和四年版」（一九二九年八月）一八三頁。

(39) 「融和時報 関東版」三七号（一九二九年一二月）。

(40) 大谷生「この差別を見よ 但し群馬県の一例」「融和時報 関東版」三七号（一九二九年一二月）。

(41) 西川清一「融和雑感」「融和時報 群馬融和会版」八六号（一九三四年一月）。

(42) 「東京朝日新聞」八月一九日付、同じく九月一六日付、本田豊編集前掲書、一八七頁所収。

(43) 「部落問題水平運動資料集成」第二巻五一二頁。

(44) 「東京朝日新聞」一九三〇年一月二五日付（本田豊編集前掲書、一八八頁所収）。井田論文四二三頁では二三三日のことになっている。出典は同じである。

(45) 一千名は「融和事業年鑑」、二千名は「融和時報」六〇号（一九三一年一月）四頁。

(46) 「関東地方水平社運動の軌跡（第六回）——山口千代次氏に聞く」「東京部落解放研究」五九号、一四八頁。

(47) 「融和時報 埼玉社会事業協会版」一〇七号（一九三五年一〇月）。

(48) 「融和時報 関東中部各地版」一一八号（一九三六年九月）、「同 埼玉社会事業協会版」同号。第五回大会とあるので、それ以前に四回あつたはずである。

(49) 「融和時報 埼玉社会事業協会版」一三一号（一九三七年一〇月）、「全関東代表者会議」の名称になっているが、綱領は全関東融和促進同盟のものである。

群馬県水平運動における「融和主義」的路線について

り、同じと判断した。

- (50) 「融和時報」一六三号（一九四〇年四月）二頁、同 関東中部各地版】一六二号（一九四〇年五月）、同 埼玉社会事業協会版】一六三号（一九四〇年六月）。

(51) 特高月報より（本田豊編集前掲書の年表）、【融和時報 関東中部各地版】一八〇号（一九四一年一月）。

(52) 「部落問題・水平運動資料集成」第二卷、六一三頁。

(53) 井田前掲書、四三三一四三四頁。

(54) 「融和事業年鑑昭和四年版」一八三頁。

(55) 井田前掲書、四三五頁、四三七一四三九頁。

(56) 一九三八年より群馬県の社会事業主事補、社会事業主事、融和会の理事として【融和時報】に名前が出てくる。

(57) 井田前掲書、四四二頁。

(58) 本田豊編集前掲書、一九六一九七頁所収。

(59) 旧協調会資料（本田豊編集前掲書所収、一七七頁）。

(60) 「融和時報 群馬融和会版」四六号（一九三〇年九月）。

(61) 「融和時報 群馬融和会版」六九号（一九三一年八月）。

(62) 西村猛「所感——理事会に出席して——」【融和時報 群馬融和会版】八五号（一九三三年二月）。

(63) 「関東地方水平社運動の軌跡（第二回）——山口千代次氏に聞く」【東京部落解放研究】三九、四〇号、一九三頁。

(64) 原晴峰（水野綏茂のベンネーム）「野心家の策動家を葬れ【自由】第二卷六月号（一九一五年六月）五頁。『大正デモクラシー期の農村社会運動』【東京部落解放研究】四九号、七五頁にも同様の批判がある。

(65) 植野一路「新年を迎へて」【融和時報 群馬融和会版】五〇号（一九三一年一月）、この資料の筆者名の多くはベンネームで、沢口執筆の文章も含まれているのではないかと推測される。

(66) 野村正「内容の改革（特に被差別者側に訴ふ）」【融和時報 群馬融和会版】六四号（一九三三年三月）。

(67) 河村弥「融和事業費の／増額運動を起せ（理事会の感想）」【融和時報 群馬融和会版】八〇号（一九三三年七月）。

(68) 須田克己「青年に待望」【融和時報 群馬融和会版】七八号（一九三三年五月）。

(69) 前川涉「役員の発憤を促す——特に内部側に対す」【融和時報 群馬融和会版】八二号（一九三三年九月）。

(70) 「自由」第一卷第一号一二頁。

（付記）諸事情で異なる資料調査などを果たせなかつたが、群馬でお世話になつた方々へお札を申しあげたい。いすれまた一次資料調査の実現を図りたいと考  
えている。